

資料提供

令和6年5月24日

担当課：河川課 建設産業課 技術企画課

担当者：水頭 田中 山口

(業務内容に関する事) (入札制度に関する事) (積算等に関する事)

連絡先：3928 3820 3857

業務委託の入札契約手続の中止について

広島県東部建設事務所三原支所が執行した次の業務に係る一般競争入札について、積算に誤りがあることが発覚し、入札契約手続を中止した。

1 業務の概要

業務名	山田川ダム外 植栽管理業務委託 (除草・剪定・施肥)
入札執行方式	一般競争入札
業務場所	世羅郡世羅町別迫外
業務概要	局舎等除草 N=1式 剪定・除草・芝刈・施肥 N=1式
業務期間 (予定)	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
予定価格	当該業務は事後公表対象業務
公告日	令和6年4月24日
入札期間	令和6年5月14日～令和6年5月15日
開札日	令和6年5月16日

2 理由

本業務が「地域維持業務における低入札価格調査制度」の対象となっており、当該事務取扱要綱に基づき低入札価格調査をしている段階において、積算の誤りがあることが判明し、入札契約手続の公正性が確保できないと判断し、手続を中止した。

(誤りの具体的な内容)

倒木・除草等の木くず類の処理費用の積算において、1kg当たりの受入費用として12.7円と入力するべきところを、誤って127円と入力したことで、工事費が過大となった。

3 今後の対応

当該業務の入札については中止し、再度、入札手続を行う。

また、再発防止策として、単価入力の手入力となる項目の確認を徹底するとともに、職場研修等で本事例を共有する。